

日本語教育推進会議発足、グローバル化の時代反映

——オールジャパンで日本語教育の充実を目指す⑤——

◆政府の日本語教育関連施策をすべて紹介する

●全国日本語学校連合会（JaLSA）も全面的協力を惜しまぬ方針

外国人登録者数200万人という「グローバル化の時代」を迎えて、外国人の受入れは、我が国の将来に関する大きなテーマになっている。こうした背景の下、外国人に対する日本語教育をオールジャパンで推進するために、日本語教育の総合的推進の在り方を関係府省・団体が一堂に会して検討する「日本語教育推進会議」がさる1月23日（月）、東京・港区三田の三田共用会議所で開かれた。

政府は、第1回会合と3月12日の第2回会合でも行った取組事例と課題発表などを整理し、浮かびあがった課題を文化審議会国語分科会の下に検討の場を設け会議の主な内容を提起し、中長期的な検討などを参考にして行政に活かす方針だ。ここでは1回目の会合で示された政府が行なっている主要な日本語教育関連施策をすべて紹介する。

政府の一連の施策の中には「日本語学校をはじめとする日本語教育機関の充実」も検討課題として入っており、日本語学校関係者がより優れた学校を目指すために取り入れるべき視点が数多くある。このため、（社）全国日本語学校連合会（JaLSA）としても、グローバル化の時代に対応すべく外国人に対する日本語教育をオールジャパンで推進するために全面的協力を惜しまない方針だ。

外国人受け入れは我が国の将来に関する大きなテーマ

◆具体策を書き込んだ「日系定住外国人施策に関する行動計画」

●日本語教育の総合的な推進体制の整備が大きな課題

●定住外国人は日本社会の一員として受け止め日本語教育の充実が必要

文部科学省の森ゆうこ副大臣は、第一回の日本語教育推進会議の冒頭で「わが国における海外在留邦人の数が100万人を越え、国内における外国人登録者数も200万人を越えて『グローバル化の時代』と呼ぶにふさわしい状況になってきている」と挨拶した。

その上で「わが国において外国人の受入れは、少子高齢化、労働生産人口の

減少、高度人材の受け入れによる経済活性化など、日本の今後と併せて議論されることも多く、正に我が国の将来に関する大きなテーマの一つ」との見解を示した。

森副大臣はまた、文科省など関係省庁からなる「日系定住外国人施策推進会議」で、日本語教育を含めた外国人に関する施策全般について平成22年8月に「日系定住外国人施策に関する基本方針」をまとめたことも紹介。

この中で「日系定住外国人は、地域経済を支え、活力をもたらす存在として、我が国の経済発展に貢献してきており、たんに定住を認めるだけにとどまらず、日本社会の一員としてしっかりと受け止めていくための施策を考える必要があるとした。そのためには日本語で生活できるよう日本語教育の充実が求められている」との方針を示した。

●「日本語教育推進会議」は日本語教育をオールジャパンで推進するために力を合わせていく会議

この基本方針の具体化として昨年の平成23年3月に「日系定住外国人施策に関する行動計画」としてまとめたことを報告。行動計画を実行に移すためには「日本語教育の総合的な推進体制の整備が大きな課題となっている」と説明。

さらに森副大臣は、現在、日本語教育は各日本語教育関係機関・団体がそれぞれの目的に応じて実施しているが、その取り組みについては「日本語教育の総合的な推進体制の整備」を念頭に、「関係府省も含め、関係機関・団体などの間で情報交換を行い、現状を把握し課題を整理の上、全体として今後の日本語教育の更なる充実につなげていきたい」と述べ、日本語教育推進会議が担う役割をはっきりと示した。

最後に森副大臣は「行政改革の視点から、日本語教育関係機関・団体それぞれの在り方、そして国との関係を見直すべきではないか、との指摘もあり、このような視点、観点から「今後の日本語教育事業をどのように展開すべきかも問われている」と述べ、「本日の日本語教育推進会議は、正にその名のとおり、日本語教育をオールジャパンで推進するために、力を合わせていく会議です」と会議の位置づけも明確にした。

◆「定住外国人の子どもの教育などに関する施策懇談会」から出発

●統一的取り組みの視点が不可欠—中川正春前文部科学副大臣（当時）指摘

この後、第1回会合では、大木高仁・文化庁文化部長が「日本語教育推進会議」の発足に至る経過について捕捉説明を行った。それによると、中川正春前文部科学大臣が、副大臣時代にこうした問題について「統一的な取り組みの視

点が必ずしも十分ではない」として、文科省内に「定住外国人の子どもの教育などに関する施策懇談会」を設置し、有識者と意見交換を行ったことがきっかけ。同懇談会の意見を踏まえた上で、平成22年5月に文部科学省としての政策ポイントを取りまとめたことを説明した。

●「日本語教育推進会議」で浮上した課題は文化審議会の国語分科会の下に検討の場を設けて検討し行政に活かす。必要に応じ推進会議にフィードバック

最後に大木部長は、日本語教育推進会議の第1回会合と第2回会合で、取組事例と課題発表を行い、これを整理した上で文化審議会の国語分科会の下に検討の場を設けて課題を提示して、中長期的な検討などを参考にして行政に活かす方針を明らかにした。併せて関係府省にけるおける今後の取り組みに活かし、必要に応じては「日本語教育推進会議」で対応状況を報告し、あるいはフィードバックする考えをも示した。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

参考のため下記に文科省の「政策ポイント」の主要部分を重要資料として紹介する。

《定住外国人の子どもの日本語教育の文科省政策ポイント》

I はじめに

喫緊の課題として、日系人らのいわゆるニューカマーと呼ばれる外国人の子どもの就学や留学生に対する日本語教育に焦点を絞って今後の政策ポイントを取りまとめた。

II 定住外国人の子どもの教育などに関する基本方針

[ポイント] 日本語指導の充実を図り、制度面についての検討を行い、小中学校に入りやすい環境を整備する。外国人学校の各種学校・準学校法人化を促進する。さらに、留学生に対する日本語教育などの体制の充実を図る。

III 「入りやすい公立学校」を実現するための3つの施策

第一に日本語指導体制の整備（具体策は省略）

第二に定住外国人の児童生徒が日本の学校生活できるよう支援体制を整備（同）

第三に公立小中学校へ入学・編入学する定住外国人児童生徒の受け入れ体制について、制度面の検討を含め、環境整備を行い、上級学校への進学や就職に向けた支援を充実（同）

IV 学校に対する学習支援

[ポイント] こどもだけではなく大人に対する日本語学習についても充実を図る。

○子どもだけでなく、定住外国人の大人に対する日本語指導についても、日本語

能力評価基準、標準的なカリキュラム及び教材を作成するとともに、大学や日本語学校などと連携し、これらの周知・活用などにより日本語学習の充実を図る。
○公立学校の授業について行けない児童生徒や外国人学校に在籍していない日本語学習の機会が十分でない子ども、あるいは不就学・不登校になっている子どもに対して、補完的な学習の機会を提供し、確実な就学につなげていくために、平成21年度補正予算で開始された「虹の架け橋」事業について、3年間の期限付きとされている同事業終了後の継続を検討。

就学前の子どもらを本事業の対象にするかどうかについては、速やかに検討。

V 外国人学校における教育体制の整備

[ポイント] ブラジル人学校などが充実した教育内容を提供できるようにする。

(内容略)

VI 留学生に対する日本語教育や就職支援

[ポイント] 留学生に対する日本語教育や就職支援の抜本的な充実を図る。

○大学において入学後の留学生の養育をスムーズに行えるよう、母国語においてeラーニングを活用することや、海外の大学や国際交流基金（あくらネットワーク）などとも連携し、渡日前の留学生に対する日本語教育を充実。

○産業界とも連携し、就学支援のためのプログラムなどの構築を進めるとともに、留学生に対して優れた就職のための日本語教育を行っている大学などへの支援。

○eラーニングを活用した日本語の遠隔教育などを行う大学などへの支援。

○日本の大学を卒業した留学生が日本社会に定着し、活躍できる場を提供するために、地域においても産学官連携による就職支援や受入れ、在留期間の見直し、就職の際の在留資格の弾力化など（調理師、美容師などの職に就く場合に一定の実務経験がないと在留資格が得られないなど）の総合的な推進体制の構築。

○母国と日本との架け橋となる帰国留学生の活用を図るため、大学において卒業後も含めた留学生情報の整備及び同窓会組織への支援。

VII 更に検討を要する課題

[ポイント] 以下の問題には、関係省庁、自治体などの関係機関が連携して総合的に取り組むべく、今後、検討を行う必要がある。

○外国人の受入れに関する基本方針の策定（日本語教育、子どもの教育、雇用、職業訓練、社会保障、住宅など）

○外国人の子どもの教育課題に対処するための関係機関との連携の在り方。

○外国人に対する行政サービスの在り方（略）

○日本語教育の総合的推進

・地域における日本語教育の推進体制の充実

- ・日本語教員などの養成・研修の在り方
- ・日本語学校をはじめとする日本語教育機関の充実
- ・日本語教育に関する各種情報の共有化（優良事例の収集など）
- ・外国人研修生、技能実習生などに対する日本語教育の充実（日本語学校などの活用）
- ・国際交流基金と我が国の大学などの連携・協力を通じた海外での日本語教育の推進

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

◆平成20年秋リーマンショックで内閣府外国人施策推進室を設置

●平成21年日系ブラジル人・ペルー人対象に「定住外国人支援に関する当面の対策」「対策の推進」まとめる

大木部長の後、「各府省における平成24年度予算案」などについての説明に入り、内閣府の斎藤馨・外国人施策推進室参事官が、資料の「日系定住外国人施策に関する行動計画の策定について」を基に、内閣府の定住外国人支援施策の経過について説明した。

それによると、内閣府の「外国人施策推進室」の外国人施策は、「定住者、日本人の配偶者などの在留資格で入国・在留する日系人及びその家族」を指すが、とくに昭和63年以降は「在留者が急に増えた日系ブラジル人・ペルー人を対象とした施策を行っている」と説明した。

ちなみに日本におけるブラジル人登録者数は昭和63年：約4000人が、ピークの平成19年は約31.7万人、平成21年が約27万人。同じくペルー人は昭和63年約860人が、平成19年は約6万人、平成21年約5.7万人。

しかし、平成20年秋のリーマンショック以降、こうした日系定住外国人の生活状況が厳しくなり、職を失い生活が立ち行かなくなった。こうした事態を受けて内閣府は、平成21年に外国人施策推進室を設置し、同年1月に「定住外国人支援に関する当面の対策」を、また4月には「定住外国人支援に関する対策の推進」をそれぞれまとめた。

●平成22年8月「日系定住外国人施策に関する基本的な指針」まとめる

また、政府は、地方自治体からなる「多文化共生推進協議会」や「外国人集住都市会議」などからも「政府としての総合的・体系的な対策の検討を求める要望」が多数寄せられたのを踏まえ「日系定住外国人施策推進会議」で、平成22年8月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」を策定した。

斎藤参事官は、この基本指針は「日本語能力が不十分な者が多い日系定住外

国人を、日本社会の一員としてしっかりと受入れ、社会から排除されないようにする」との考え方に基づいていること。さらに基本指針を良く検討した結果、次の5分野での施策を決めている。

- ① 日本語で生活できるために
- ② 子どもを大切に育てていくために
- ③ 安定して働くために
- ④ 社会の中で困った時のために
- ⑤ お互いの文化を尊重するために

◆平成21年3月副大臣で構成「日系定住外国人施策推進会議」設置

●平成23年3月「日系定住外国人施策に関する行動計画」5分野で施策推進

施策づくりの枠組みとしては、平成21年3月に、関係省庁の副大臣らで構成する前述の「日系定住外国人施策推進会議」を設け、対策をまとめて推進してきた所だ。また22年8月策定の「基本指針」を受け、各府省で検討方向に沿って実施事業・施策を取りまとめた結果が、平成23年3月31日の「日系定住外国人施策に関する行動計画」だ。

現在、政府の施策はこの行動計画に基づいて推進されている。また内閣府としては、この枠組みを使ってフォローアップやバージョンアップを実施しているところだ。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

極めて重要な「日系定住外国人施策に関する行動計画」なので、改めてここに「日本語教育推進会議」の施策が入っている2の「分野ごとの具体的施策」の中の(1)の「日本語で生活するために必要な施策」の部分を中心に重要資料として採録する。

《「日系定住外国人施策に関する行動計画」》

1、はじめに

「日系定住外国人施策に関する行動計画」（以下、行動計画）は、平成23年度から開始する。必要に応じ3年を目途に見直す。今般発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大地震）の今後の事態の推移も踏まえ、3年を経過する前であっても、必要に応じ、見直すこととする。

2、分野ごとの具体的施策

(1) 「日本語で生活できるように必要な施策」

① 日本語教育の総合的な推進体制の整備など

- a 日本語教育関係機関が参集した「日本語教育推進会議」や関係府省の実務者からなる「日本語教育関係府省連絡会議」を開催し、日本語教育全般に係る取り組み状況の把握と、課題整理のための情報交換を行う（文科省）
- b 引き続き日本語教室の設置運営、日本語能力を有する外国人らを対象とした日本語指導者養成、ボランティアを対象とした実践的研修を行う「生活者としての外国人」のための「日本語教育事業」の実施（文科省）
- c 政府内外の日本語教育関係機関が持つ日本語教育の各種コンテンツ情報を集約し、横断利用のシステム構築を検討。平成22年の文化審議会国語分科会でまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットで提供する。（文科相）
- d 国語分科会日本語教育小委員会において、標準的カリキュラム案の内容を踏まえた日本語能力及び指導能力の評価基準などにつき検討実施（文科省）
- e 「日本語教員などの養成・研修に関する調査研究協力者会議」の開催で、カリキュラム分析を行い、日本語教員の養成・研修の在り方を検討（文科省）

② 各種手続きを捉えた日本語習得の促進

- a 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識などについてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル版、スペイン語版などを作成し、全都道府県（教育委員会を含む）などに配布している他、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。（文部科学省）
- b 平成21年度に開設した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習、医療・保険、教育など）について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載すると共に、訪日予定の外国人に対して、査証発給時などに在外公館において引き続き配布する。（外務省）
- c ①や②のbの施策の進捗状況を踏まえつつ、各種手続きの機会を捉え、日本語習得状況を確認し、必要に応じ日本語教育受講を促すなど、日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。（内閣府、各省庁）

以下、(2) 子どもを大切に育てていくために必要な施策、(3) 安定して働くために必要な施策、(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策、(5) その他は略。

3、推進体制

- (1) 本行動計画に盛り込まれた施策については、外国人に係る基本台帳

制度のスタート（平成24年度夏を想定）も踏まえ、実施していく。

- (2) 本行動計画に盛り込まれた事項の推進状況については、日系定住外国人施策推進会議幹事会などにおいて適宜フォローアップすること。
- (3) 連携を図り、地方自治体などの知恵を活かしながら施策を実施する。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆